

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書			
宿泊日	年月日から	年月日まで	() 泊
学校等の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校		
	<input type="checkbox"/> 保育所		
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園		
	<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設）		
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1）		
活動の概要	<input type="checkbox"/> 修学旅行		
	<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む）		
	<input type="checkbox"/> 部活動・サークル活動（※2）、課外活動		
	<input type="checkbox"/> その他の活動（ ）		
宿泊施設名称			
課税免除対象の宿泊人数（※3）			
備考			

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が設定する認証（又はこれに類するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動は含まれません。

(1)小学校から高等学校の場合

- ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

(2)高等専門学校及び大学の場合

- ・学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
- ・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している方及び引率の方が含まれています。

- ・引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
- ・なお、宿泊料金が 6,000 円未満（素泊まり・税抜き料金）の方の宿泊については宿泊税が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、阿智村宿泊税条例第4条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の幼児が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

学校名又は施設名 _____

学校長名又は施設長名 _____

印